

参考資料

1. 策定の経緯

月 日	内 容	
平成 20 年 10 月 24 日	第 1 回委員会	現況、課題、今後の方向性 アンケートの実施について
平成 21 年 1 月 30 日～2 月 6 日	アンケート調査	18 歳以上の市民 2,200 人
2 月 9 日	策定プロジェクト会議	
2 月 19 日	第 2 回委員会	住宅・住環境施策の基本方針 テーマ別住宅・住環境施策 区域別施策 事業の推進体制
3 月 10 日	第 3 回委員会	金沢市住生活基本計画(案)について
3 月 25 日～4 月 23 日	パブリックコメント	市民からの意見聴取
5 月 15 日	策定	金沢市住生活基本計画を策定

2. 金沢市住生活基本計画策定検討委員会委員名簿

氏 名	所属団体・役職等	備 考
一丸 昌弘	住宅金融支援機構北陸支店長	
川崎 寧史	金沢工業大学准教授	
地井 和裕	石川県土木部建築住宅課長	
前田 和人	(社)石川県宅地建物取引業協会常務理事	
三谷 暁子	公募	
森 俊偉	金沢工業大学教授	委員長
山岸 雅子	金沢大学人間社会学域地域創造学類教授	
山田 外志雄	(社)石川県木造住宅協会常任理事	

(50 音順、敬称略)
平成 21 年 3 月 31 日現在

3. 庁内プロジェクト関係課一覧

分野	課名	分野	課名
関連施策	企画調整課	教育	教育総務課
	都市計画課		生涯学習課
	景観政策課	交通・道路	交通政策課
	緑と花の課		歩ける環境推進課
	町家再生推進室		道路管理課
商業	商業振興課	住宅	文化財保護課
市民・福祉	市民参画課		歴史建造物整備課
	国際交流課		防災管理課
	福祉総務課		市営住宅課
	介護保険課		建築指導課
	長寿福祉課		消防総務課
	こども福祉課	ライフライン	お客さまサービス課
	障害福祉課	事務局	住宅政策課
環境	環境政策課		
	リサイクル推進課		

平成 21 年 3 月 31 日現在

4. 用語の説明

(本文中で注釈説明している語句を除きます)

用語	説明
あ行	
アスベスト	石綿のこと。建築物の断熱保熱目的などに使用されていたが、近年、人体への健康被害が問題となっている。
か行	
開発行為	開発行為とは、建築物の建築または特定工作物(危険物の貯蔵・処理など周辺の環境の悪化をもたらす恐れのある工作物、またはゴルフ場などの大規模な工作物)の建設を目的とする土地の区画形質の変更のこと。
近代的都市景観創出区域	伝統環境との調和を保ちながら近代的都市機能と一体をなして形成される環境を創出する区域。
コミュニティ防災士	防災士とは、『自助・互助を原則として、社会の様々な場で、減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者と認められた人』のこと。 金沢市では、『コミュニティ防災士』と位置づけ、地域に密着した防災士を養成している。
さ行	
寺院風景保全区域	寺院風景とは、古くから市民に親しまれ、市民の憩いとやすらぎの生活空間を創出してきた寺社等の建造物及びこれと調和のある周囲の緑が一体をなして醸し出している金沢の伝統的なたたずまいを残す風景。 寺院風景保全区域とは、寺院風景を保全する区域。
市街化区域、市街化調整区域	「都市計画法」により、都市計画で定められる区域区分のひとつ。 市街化区域とは、すでに現在市街地を形成しているか、市街化を図るべきと判断されたかのいずれかの区域。 市街化調整区域とは、市街化区域とは反対に市街化を抑制する区域。 「都市計画法」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律であり、昭和43年6月15日に公布、平成20年5月23日に最終改正。
シックハウス	住まいの建材から放散する化学物質などが原因で、頭痛・めまい・吐き気・皮膚障害・鼻炎・呼吸器障害など様々な健康障害を引き起こす住まいのこと。
住生活基本法	国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その基本理念、国等の責務、住生活基本計画の策定その他の基本となる事項について定めた法律であり、平成18年6月8日に公布。

用語	説明
住宅瑕疵担保履行法	<p>平成 19 年 5 月 30 日に公布された「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の略称。</p> <p>新築住宅を供給する事業者に対して、瑕疵担保責任の履行を確保するため、「保証金の供託」または「保険加入」のいずれかの資力確保措置を義務付けている。</p> <p>瑕疵担保とは、請負契約において、契約目的物の完成引渡し時に傷や欠陥があった場合、請負者が注文者に対して負う保証のこと。</p>
シルバーハウジング	<p>高齢者が地域の中で自立し安全かつ快適な生活を続けられるよう、その住宅生活を支援するために必要な保健・医療、福祉サービスが一体的に整備された公営賃貸住宅。バリアフリー、緊急通報システム等の高齢者に配慮された住宅設備と生活援助員が配置されているのが特徴。</p>
新耐震基準	<p>「建築基準法」の改正で昭和 56 年 6 月 1 日に施行された耐震基準。震度 6 強程度の地震でも建物が倒壊せず、建物内の人命が危険にさらされない耐震性能をめざしている。</p> <p>「建築基準法」とは、国民の生命・健康・財産の保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律であり、昭和 25 年 5 月 24 日に公布、平成 20 年 5 月 23 日に最終改正。</p>
水防法	<p>洪水または高潮に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とした法律であり、昭和 24 年 6 月 4 日に公布、平成 18 年 6 月 2 日に最終改正。</p>
スローライフ	<p>スローライフ (Slow Life) とは、ゆったりとした文化や暮らしを大事にしようという考え方から、地産地消や歩行型社会などを目指す生活様式のこと</p>
セーフティネット	<p>もとは「安全網」のこと。病気、事故、失業、災害、犯罪など人生における不測の事態に陥った時に、安全と安心を確保するために、あらかじめ国や自治体において講じておく制度や対策のこと。</p>
た行	
地域森林計画対象民有林	<p>地域森林計画とは、「森林法」に基づき、都道府県知事が民有林を対象に 5 年ごとに 10 年を一期としてたてる森林の整備に関する計画。地域森林計画対象民有林は、地域森林計画の対象となる民有林。</p> <p>「森林法」とは、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とした法律であり、昭和 26 年 6 月 26 日に公布、平成 18 年 6 月 2 日に最終改正。</p>

用語	説明
地区計画	<p>「都市計画法」に定められた都市計画制度の一つで、住民の生活に身近な地区を単位として、道路・公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めるまちづくりの計画。</p> <p>「都市計画法」については、「市街化区域、市街化調整区域」の欄を参照。</p>
伝統環境保全区域	<p>樹木の緑、河川の清流、新鮮なる大気に包まれた自然景観、これらに包蔵された歴史的建造物、遺跡等が一体をなして形成される環境を保全する区域。</p>
土砂災害警戒区域、特別警戒区域	<p>土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。</p> <p>土砂災害特別警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域であり、一定の開発の制限による住宅等の新規立地の抑制等が行われる。</p>
土砂災害防止法	<p>「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の略称。</p> <p>土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進することを目的とした法律であり、平成 12 年 5 月 8 日に公布、平成 17 年 5 月 2 日に最終改正。</p>
特定公共賃貸住宅	<p>収入制限により公営住宅に申し込めない中堅所得者を対象に、優良な賃貸住宅の供給を促進する目的で地方自治体が建設する住宅。</p>
トレンド法（指数回帰）	<p>過去の経年データから回帰分析（傾向線式を算出）し、これに将来年次を入れて推計する方法。</p> <p>本計画の 1 世帯あたりの人員（4 頁）は、実績値との誤差が最も少なくなる傾向線式が「指数式 $Y = a^x$」でした。</p>
な行	
農業振興地域・農用地	<p>農業振興地域とは、農業の近代化、公共投資の計画的推進など、農業の振興を図ることを目的に、「農業振興地域の整備に関する法律（略称：農振法）」で定められた地域。</p> <p>農用地とは、「農振法」に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で定める区域。</p> <p>「農業振興地域の整備に関する法律」は、総合的に農業の振興を図ることが必要と認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進して、農業の健全な発展を図ることを目的とした法律であり、昭和 44 年 7 月 1 日に公布、平成 19 年 5 月 16 日に最終改正。</p>

は行	
風致地区	<p>「都市計画法」に定められる地域地区の一つ。自然的要素に富んだ良好な景観を形成しており、都市の土地利用計画上、また都市環境の保全を図るため風致を維持するために設けられる。</p> <p>「都市計画法」については、「市街化区域、市街化調整区域」の欄を参照。</p>
ま行	
まちづくり協定	<p>金沢市では、市民によるまちづくりへの参画を促すため、平成12年3月に「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」を制定し、平成12年7月に施行した。</p> <p>住民が中心となって、まちづくりの方向やルールを考え、「まちづくり計画」をつくり、この計画を実現するために、市長と「まちづくり協定(土地利用協定)」を結ぶことができる。</p> <p>協定によって、その地区の建築物建築などの開発行為は、計画段階で適正かどうかチェックされる。</p>
滅失住宅	解体・除去や火災等の災害などによって消失した住宅。
や行	
U I J ターン	<p>Uターンは、進学・就職等により出身地を一時的に離れた後、再び出身地に戻る形態。ターンは出身地以外の都市へ移住する形態。Jターンは出身地の近くの都市に移住する形態。</p>
U R 賃貸住宅	都市公団の賃貸住宅(公団住宅)に代わり、都市再生機構(Urban Renaissance Agency)が扱っている賃貸住宅の通称。
ら行	
歴史まちづくり法	<p>「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の略称。</p> <p>城、神社などの歴史的な建物や町家、武家屋敷などのまちなみと、祭礼行事などの歴史や伝統を反映した活動といった地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援することを目的とした法律であり、平成20年5月23日に公布。</p>